

## 参考資料 2

### 指定工事事業者に係る情報提供を行う際の関係法令等に係る留意点

水道事業者が一般の水道利用者に対して給水装置工事事業者の情報提供を行うにあたっては、公共性に配慮した上で実施されることが必要である。公共性等の観点から、情報提供を行うにあたって関係すると考えられる法令等（独占禁止法など）やその他方策を実施するにあたり問題となり得る下記の事項について、弁護士等に調査を行った。

### 標準工事料金の表示について

本来、工事料金は水道利用者と工事事業者の間において自由に決定されるべきものであるが、工事事業者ごとの標準工事料金の公表は、工事事業者間の料金の引き下げ、引き上げ及び現状維持に関する共通の目安となり、価格設定に関する合意を生ぜしめるおそれがある。したがって、当該表示は競争の重要な手段である自由な価格設定を阻害するという観点から、独占禁止法上の違反行為を誘発させるおそれがあるものと判断する。なお、これは水道事業者が主体となった価格設定（標準単価表等）の場合であっても同様である。

次に、工事事業者が提示した標準工事料金が水道利用者の意図をしている標準工事と合致しないおそれがあること、また、工事事業者が標準工事についてあらかじめ低い価格表示をする等の不当な価格を提示するおそれがあることなどから正確かつ適切な情報の提供が担保されるわけではない。さらに、仮にこのような標準工事料金の表示によって、昨今問題視されている不当に高額な工事料金請求の防止につながるとは必ずしもいえない。

以上のようなことから、標準工事料金の表示は不適當であると考ええる。

ただし、水道利用者、構成事業者等に対して過去の情報に関する情報を提供するため、構成事業者から価格に係る過去の事実に関する概括的な情報を任意に収集して、客観的に統計処理し、価格の高低の分布や動向を正しく示し、かつ、構成事業者の価格を明示することなく、事業者間の現在又は将来の価格についての共通の目安とならないようなものを水道利用者に対して提供することは、直ちに独占禁止法の違反行為とはならない。

水道事業者の対応としては、『事前に見積もりをとる』旨を記載する程度にとどめておくべきであると考ええる。

### 工事実績の表示について

施工件数について、大規模工事事業者と中小規模工事事業者を比較すると、当然に組織規模の大きい事業者がスケールメリットにより優位となるが、この件数の多寡はその工事事業者の施工能力や技術力の優劣を必ずしも示すものではない。また、ここでいう工事実績とは前年度の施工件数であることから、前

年度の工事实績が反映されない新規事業者にとっても不利な基準といえ、市場への自由な参入を阻害するおそれがあるといえる。したがって、このような規模の大きい事業者及び既存の事業者に一方向的に有利となるような基準は、競争関係にある事業者間の対等関係（イコールフットイング）が確保されていないという観点から、競争政策上不適当であるといえる。

次に、一般に工事实績は、新設及び改造の際に、水道事業者へ届出される件数によって水道事業者が独自に集計を行い公開するものであるが、修繕工事は改造から軽微な変更まで多岐に渡り、その公表された工事实績は修繕工事だけの実績を示すものではないことから、必ずしも修繕工事の評価基準とはなり得ないといえる。また、この工事实績は水道事業者が給水装置工事の届出に基づき承認した件数であって、その承認の件数は実際に給水装置工事のあった件数と必ずしも一致するものではないので、客観的な事実とはいえない。

これらのことから工事实績を公表することが、必ずしも水道利用者にとって工事事業者を選択する際の利便性を向上させるものではないといえる。

### **優良店の表示について**

特定の工事事業者が水道事業者により優良店として認定され、一般に公表されることは、工事事業者の営業活動にとって大きな影響を及ぼすことである。したがって、優良店認定制度の認定方法については、正確かつ客観的なものであって、その根拠が一般に公表されているものでなければならない。具体的に正確かつ客観的といえない方法とは、例えば、「過去〇年間の給水装置工事が適正かつ良好である者」や「総合点が高い者」を評価するというもの等である。これは、「適正かつ良好」や「総合点」の規定が、具体性に欠け、正確かつ客観的ではないといえるからである。また、「給水装置工事の件数」を評価に入れることは「工事实績の表示について」で述べた、競争関係にある事業者間の対等関係（イコールフットイング）の確保という観点から不適当である。なお、第三者委員会の設置についてであるが、仮にこのような委員会が設置されていたからといって、認定方法が上述の要件を備えていなければ、本質的に異なるとはいえないので、第三者委員会の設置の有無は問題とはならない。

以上のことから、指定工事事業者に係る情報提供に盛り込むのであればまず優良店制度における適正な認定方法を慎重に整備する必要があると考える。

ただし、水道事業者が需給調整の観点から、特定の事業者を不良業者又は優良業者として掲載したリスト（いわゆるブラックリスト等）を作成し、配布することは、特定の事業者と取引しないこと又は特定の事業者とのみ取引することについての合意を生ぜしめるおそれがあるため、独占禁止法の違反となるおそれがある。

なお、優良店の公表方法としては、まず認定方法の判断基準を整備してから

検討すべきであるが、特に、全修繕工事対応事業者のリスト中に優良店の表示をするのは、優良店の表示のある特定の工事事業者とのみ取引が集中することが考えられるため、全修繕工事対応事業者のリストとは別に優良店のみを表示したリストを公表する方法が望ましい。

#### **研修会等の参加実績の表示について**

水道事業者が工事事業者に対して行う事故防止及び関係諸法令等の確認のための研修会等への参加実績については、その研修会等の内容、時期及び工事事業者が研修会等に参加した根拠が明らかとなっているものでなければならない。

また、水道事業者以外が行う研修会等に各工事事業者が任意に参加した実績については、多種多様な研修会等の内容が一律とならないことが考えられるため、上の条件に加え、その研修会等の内容が一律であることが求められる。

一方、当該指定工事事業者に係る情報提供はあくまで水道事業者が指定した工事事業者に関するものであり、個人に関するものについてはここではなじまないといえる。したがって、本指定工事事業者に係る情報提供での対象とする研修会等については、水道事業者が実施する研修会等とすることが適当であると考えられる。

なお、研修会等の公表方法としては、「優良店の表示について」と同様に、全修繕工事対応事業者のリスト中に参加の有無を表示するのは、参加がある特定の工事事業者とのみ取引が集中することが考えられるため、全修繕工事対応事業者のリストとは別に参加のあった工事事業者のみを表示したリストを公表する方法が望ましい。

#### **指定取消状況の表示について**

水道法等の法令違反並びに過去の処分履歴を行政処分の措置を超えて公表することは、指定工事事業者の営業を妨害する行為となりうる。営業妨害とならない措置としては、司法上の要請により法令において公表の内容及び公表期間等の定めがある場合に限定される。なお、個人情報保護の観点からは、法人の業務上の情報であるので、個人情報には該当しない。

また、他事業体における指定事業者の処分状況を公表することについても、当該行政処分の措置を超えた公表となり、水道事業体の業務及び責任の範囲を逸脱したものと捉え、適当ではないと考える。

#### **主任技術者数の表示について**

主任技術者については、水道事業者が工事事業者の指定を行う際に、工事事業者毎に最低1人を選任していることが条件として水道法第25条の4に規定されており、工事事業者は同法に規定されている以上の主任技術者を置くこと

はそもそも想定されていない。また、当該情報公開は工事事業者の技術力等を判断する指標として設定されたものであろうが、一般市民間において、主任技術者そのものの認知度は非常に低いものであろうから、そのような判断基準としては十分に機能しないことが想定される。したがって、指定工事事業者に係る情報提供において、主任技術者の表示は必要ないものとする。

### **給水区域内の営業所数・地域貢献等の表示について**

消費者保護における有益な情報とはいえないため、情報公開の必要性から考えて必要ないとする。

このようなことから、水道事業者が情報提供するにあたっては、公共性等に配慮した上で実施することが必要である。したがって、公共性等の確保という観点から、情報提供を行うに当たっては独占禁止法をはじめとする関係諸法令に十分配慮すべきであって、例えば、事業者の参入・退出、商品又は役務の価格・数量・設備等に直接・間接に影響を及ぼすようなものは、その目的・内容・方法等によっては、公正かつ自由な競争を制限し、又は阻害するとともに、独占禁止法違反行為を誘発する場合さえあることに十分留意しなければならない。また、水道事業者は、法令に規定された要件を超えた情報開示等の運用により、事業者の自由な事業活動が制限され、公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害されることのないよう十分留意する必要がある。

したがって、水道事業者により一般の水道利用者に対して提供される情報は、まず、客観的な事実に基づくものでなければならず、また、その情報の提供によって、事業者の参入・退出及び事業者間の自由な競争が阻害されないよう、競争関係にある事業者間の対等関係（イコルフッティング）及び競争の重要な手段である自由な価格設定等について十分な配慮を行ったものであることが求められるものである。